



「那珂川町ホンモロコ研究会」と那珂川町は、5月9日、大内左生の休耕田を利用した養殖池にホンモロコの卵の放流を行いました。ホンモロコは全長10cm程度のコイ科の小魚で、琵琶湖の固有種です。味は淡白で肉質が良く骨が柔らかく美味で、関西では高級魚として扱われています。

地域特産品の開発に向けて「ホンモロコ」や「マコモタケ」を推進



この日は研究会員のほか、町、馬頭高校、県水産試験場、塩谷南那須農業振興事務所の関係者約20人が参加。馬頭高校水産科で飼育している親魚からの卵など約20万粒がついたビニール製の人工藻を同校2年生が設置しました。卵は数日で孵化し、稚魚は池に入れた堆肥（しよ油粕や米ぬかを発酵）で繁殖したミジンコ、ワムシなどを食べて成長します。「6月頃には自動給餌器も設置し、11月頃には出荷を始めたい。」と会長の川和義夫さん（大内）は話していました。



また、5月24日には「大内左生マコモタケ栽培研究会」と町などの主催で、「マコモタケ体験ツアー」が行われました。県内外のレストランのシェフや市場関係者など約30名が参加し、同会会長の露久保一夫さん（大内）の圃場約3アールに、去年の株を切り分けた苗を次々と植えつけていきました。体験後はホンモロコ、天ぷらやイノシシ肉の汁物など地元食材を使った料理を試食し、那珂川町など地元の食材の活用方法などについて、生産者と利用者として意見を交換しました。「秋の収穫が楽しみです。県内産の食材をどんどん使いたい。」

「イノシシ肉はインパクトが強い。マコモタケは国産品の安心感がある。収穫を少しずつ、長期間供給してほしい。」などの感想が参加者から出ました。



全国共通人権相談ダイヤルのご案内

【みんなの人権110番】

0570-003-110

(ゼロゼロみんなの) (ひやくとおぼん)

相談対象：近隣間のトラブル、高齢者に対する虐待、障がい者に対する差別や偏見など

【女性の人権ホットライン】

0570-070-810

(ぜろななぜろ) (ハートライン)

相談対象：夫・パートナーからの暴力やストーカー行為、女性に対する差別など
発信地域最寄の法務局へ自動的につながります。
(PHS、一部のIP電話からは、つながらない場合があります)

受付：午前8時30分から午後5時15分（平日）

相談は、無料で人権擁護委員又は法務局職員が応じ、秘密は厳守します。

全国一斉「子どもの人権110番」電話相談開設

宇都宮地方法務局と栃木県人権擁護委員連合会では、子どもをめぐる様々な人権問題に積極的に取り組むことを目的に、6月27日（月）～7月3日（日）の1週間を全国一斉「子どもの人権110番」強化週間として、「いじめ」、いやがらせ、強制・強要、暴行・虐待等様々な子どもの人権問題をめぐる相談に応じますので、悩みを持った児童・生徒及び保護者の方は気軽にご相談ください。

なお、強化週間は、子どもの人権問題に特に詳しい人権擁護委員が担当する予定になっておりますので、安心してご相談ください。

「子どもの人権110番」（フリーダイヤル）

0120-007-110

期間 6月27日（月）～7月3日（日）

受付 午前8時30分から午後7時まで

（土・日は、午前10時から午後5時まで）

介護保険料額のお知らせと納付のお願い

高齢化が進み、介護サービスの利用が増えるなか、安心して利用できる介護保険制度を維持していくため、「町介護保険事業計画」に基づいた介護保険料を納入していただいております。

いざ介護が必要となったとき、安心して生活できるように保険料は必ず納めましょう。

○本年度の保険料については下記のとおりとなります。

区 分	保険料（年額）
第1段階	生活保護受給者・老齢年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方 12,400円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 17,800円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、第2段階に該当しない方 26,700円
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 32,100円
	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、上記4段階に該当しない方 35,700円
第5段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方 44,600円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方 48,100円
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満の方 57,100円
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方 67,800円

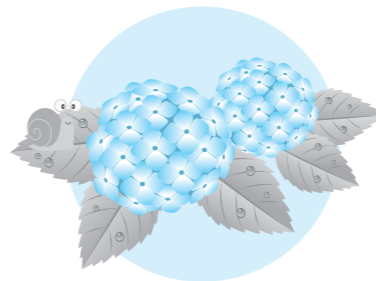
○介護保険料の納付方法は受給している年金の額によって次の2通りに分かります。

- 年金額が18万円以上の方は年金から天引きになります（特別徴収）
保険料の年額が、年金の支払い月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）に年6回に分けて天引きになります。ただし、次のような場合は一時的に普通徴収になります。
①年度中に65歳になったとき ②転出又は転入したとき ③年度途中で所得更正があり保険料が変わったとき
- 年金額が18万円未満の方は納付書で各自納めます（普通徴収）
保険料の年額を8回に分けて納めます。町から納付書が送付されますので、金融機関等の窓口で納めてください。

○特別な事情がないのに保険料を納めないでいると、介護サービスを利用するときに滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

- 一年以上滞納すると……利用者が費用の全額を一時自己負担し、申請によりあとで保険給付分（費用の九割）が支払われます。
- 一年六か月以上滞納すると……利用者が費用の全額を負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなったり、滞納していた保険料と相殺されたりすることがあります。
- 二年以上滞納すると……利用者負担が一割から三割に引き上げられます。

お問い合わせ：健康福祉課 高齢福祉係 ☎0287-92-1119



- 寄贈 ありがとうございます
- 福祉基金へ
十万円 立花 正様（馬頭）
五万円 大川 進様（宇都宮市）
 - 図書館へ
図書「生きる言葉」1冊
高野成人様（馬頭）
図書「わが子、正和よ」他5冊
高野洋子様（富山）
図書「涼宮ハルヒの憂鬱」1冊
友田哲也様（馬頭）
 - 社会福祉協議会善意銀行へ
八千円 匿名（439回）
 - 社会福祉協議会振興基金へ
二万円 益子和弘様（健武40回）
二万円 荒井さく子様（馬頭）
 - 社会福祉協議会事業費へ
タオル230枚
栃木県退職公務員連盟
南那須支部（馬頭・小川）様